

長期優良住宅化リフォーム推進事業

「評価基準型(2)」(補助上限額200万円/戸)

(平成26年度当初予算)

「長期優良住宅化リフォーム推進事業」は、既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けた市場環境の整備を図るため、

- ① 工事前のインスペクションの実施
- ② 一定の性能を満たすリフォーム工事
- ③ リフォーム履歴と維持保全計画の作成

を行う事業を公募※し、予算の範囲内において、国が事業の実施に要する費用の一部を補助するものです ※実際の応募受付等は国土交通省の指定する事務事業者が行います。

◆どんな住宅が対象になるの？

対象となるのはリフォームを行う住宅です。既存の戸建住宅、共同住宅いずれも対象となります。事務所や店舗などは住宅以外の建物は対象外です。

◆どのような工事が対象になるの？

劣化対策や耐震性、省エネ対策などすべての住宅の性能をS基準まで向上させる工事が対象となります。また、これらの性能向上工事と一体的に行われる他の工事も、一定の範囲で対象となります。

<対象工事のイメージ>

(注)戸建住宅の場合

リフォーム後※に必ずS基準に達していること。

※工事の有無は問いません。

インスペクション

+

リフォーム履歴

+

維持保全計画 等

◆どれくらい補助金が出るの？

●補助率：1/3

●補助限度額：200万円/戸

◆誰が申し込むの？

リフォーム工事の施工業者又は発注者のいずれかです

施工業者による申請を行う場合、個社又はグループ申請のいずれかを選択できます。また、買取再販を行うような宅建業者による申請も可能です。なお、申請には少なくとも1件以上の具体的な物件が含まれている必要があります※。

① 施工業者申請タイプ



② 発注者申請タイプ



S基準とはどのような基準ですか？

→ 劣化対策、耐震性、省エネルギー対策、維持管理・更新の容易性等について、新築の長期優良住宅と概ね同程度の水準（一部代替基準あり）として設定したものです。

劣化対策

以下について、一定の措置

- ・外壁の軸組等
- ・地盤、基礎、土台、床下
- ・浴室及び脱衣室
- ・小屋裏

耐震性

以下のいずれか

- ・新耐震建築物かつ基礎が鉄筋コンクリート造等
- ・耐震診断 $I_w \geq 1.0$
- ・耐震等級（倒壊等防止）1

< S基準の概要（木造住宅の場合） >



省エネルギー対策

以下のいずれか＋一定の気密性

- ・断熱等性能等級4
- ・省エネ対策等級4
- ・一次エネルギー消費量等級4
- ＋一定の断熱措置

維持管理・更新

専用配管の構造について、以下のいずれか

- ・維持管理対策等級3
- ・同等の代替措置

< 評価基準型（2）から基準に変更があります >

評価基準のうち、「3. 省エネルギー【変更の例】以下を考慮し、断熱性能等を評価する。対策」について、外壁上下の気流止めの施工状況や断熱材の経年劣化の影響を考慮するなどの変更があります。詳しくは、「評価基準一部改訂版（S基準部分の抜粋）をご参照ください。

●断熱材の経年劣化

施工後15年経過

↓
断熱性能を
1割低減

●外壁の気流止め施工状況

上下とも／下のみ／上のみ

↓
1.0 / 1.2 / 1.3を
熱貫流率に乗ずる

どのように申し込めばいいですか？

→ 提案方法、期間等は長期優良住宅化リフォーム推進事業事務局のホームページで公表します。

- ・事務局ホームページ http://www.kenken.go.jp/chouki_r/
- ・問合せ先 03-5805-0522

< 事業の大まかな流れ >

評価基準型（2）より、登録住宅性能評価機関による技術的審査が必要です。

